

改正後

別紙

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱

1～18 (略)

改正前

別紙

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱

1～18 (略)

改正後					改正前				
別表1-1					別表1-1				
算定基準 (耐震化等整備事業を除く。) 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備					算定基準 (耐震化等整備事業を除く。) 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備				
1区分	2種目	3基準	4対象経費	5負担割合	1区分	2種目	3基準	4対象経費	5負担割合
施設整備	本体工事費	ア～カ (略) キ 積雪寒冷地域(寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)別表1に掲げる地域(国家公務員の寒冷地手当支給地域)とする。)に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、 <u>別表2に定める交付基礎点数を基準とする。</u> ただし、地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には、 <u>別表2に定める交付基礎点数を基準とする。</u> (対象施設) 婦人保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 ク～ケ (略)	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費(PFI事業に限る。)。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)	別表1-4のとおり	施設整備	本体工事費	ア～カ (略) キ 積雪寒冷地域(寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)別表1に掲げる地域(国家公務員の寒冷地手当支給地域)とする。)に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、 <u>1施設当たり34,010点数を基準とする。</u> ただし、地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には、 <u>1施設当たり45,359点数を基準とする。</u> (対象施設) 婦人保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 ク～ケ (略)	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費(PFI事業に限る。)。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)	別表1-4のとおり

改正後

特殊附帯工事費	別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費	
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	別表2に掲げる1単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

(注) (略)

別表1-2～1-3 (略)

別表1-4

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市及び中核市含む。）、市町村、設置主体の負担割合

①～③ (略)

交付要綱の9（国の財政上の特別措置）に基づく整備

①～② (略)

改正前

特殊附帯工事費	別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費	
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	別表2に掲げる1単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

(注) (略)

別表1-2～1-3 (略)

別表1-4

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市及び中核市含む。）、市町村、設置主体の負担割合

①～③ (略)

交付要綱の9（国の財政上の特別措置）に基づく整備

①～② (略)

改正後					改正前				
③ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設を整備する場合					③ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設を整備する場合				
1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合					1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合				
区分	国	都道府県	市町村		区分	国	都道府県	市町村	
市町村が設置する場合 ・児童福祉施設等（児童厚生施設、児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く） ※児童厚生施設の場合	2 / 3	[-]	[1 / 3]		市町村が設置する場合 ・児童福祉施設等（児童厚生施設、児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く） ※児童厚生施設の場合	2 / 3	[-]	[1 / 3]	
都道府県が設置する場合 ・児童福祉施設等（ <u>児童厚生施設</u> 、児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く） ※児童厚生施設の場合	2 / 3	[1 / 3]	[-]		都道府県が設置する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く）	2 / 3	[1 / 3]	[-]	
	※1 / 3	〔※1 / 3〕	〔※1 / 3〕			※1 / 3	〔※1 / 3〕	〔※1 / 3〕	
	※1 / 3	〔※2 / 3〕	[-]			※1 / 3	〔※1 / 3〕	[-]	
注（略）					注（略）				
2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合					2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合				
区分	国	都道府県	市町村	設置主体	区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・児童福祉施設等（ <u>児童厚生施設</u> 、児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く） ※児童厚生施設の場合	2 / 3	[-]	[1 / 1 2]	[1 / 4]	市町村が補助する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く）	2 / 3	[-]	[1 / 1 2]	[1 / 4]
都道府県が補助する場合 ・児童福祉施設等（ <u>児童厚生施設</u> 、児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く） ※児童厚生施設の場合	2 / 3	[1 / 1 2]	[-]	[1 / 4]	都道府県が補助する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く）	2 / 3	[1 / 1 2]	[-]	[1 / 4]
	※1 / 3	[-]	〔※5 / 12〕	〔※1 / 4〕		※1 / 3	〔※5 / 12〕	[-]	〔※1 / 4〕
	※1 / 3	〔※5 / 12〕	[-]	〔※1 / 4〕		※1 / 3	〔※5 / 12〕	[-]	〔※1 / 4〕
注（略）					注（略）				

改正後

別表 2

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	6,557
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,413
初度設備相当加算	1人当たり	56
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	480
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	960
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	1,440
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,767
助産施設本体	1人当たり	3,468
初度設備相当加算	1人当たり	381
乳児院本体	1人当たり	2,188
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	56
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	26
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,133
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,767
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	601
初度設備相当加算	1人当たり	49
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	525
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	754
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,413
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	7,920
初度設備相当加算	1世帯当たり	56
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,767
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	4,354
初度設備相当加算	1世帯当たり	49
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	754
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,083
初度設備相当加算	1人当たり	15

改正前

別表 2

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	6,467
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,366
初度設備相当加算	1人当たり	56
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	473
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	946
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	1,419
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,521
助産施設本体	1人当たり	3,420
初度設備相当加算	1人当たり	376
乳児院本体	1人当たり	2,157
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	56
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	25
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,103
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,521
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	593
初度設備相当加算	1人当たり	48
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	517
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	744
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,366
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	7,811
初度設備相当加算	1世帯当たり	56
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,521
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	4,294
初度設備相当加算	1世帯当たり	48
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	744
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,068
初度設備相当加算	1人当たり	15

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	14,546
初度設備相当加算	1施設当たり	1,150
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,082
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	11,141
初度設備相当加算	1施設当たり	1,150
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,082
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	21,913
初度設備相当加算	1施設当たり	1,150
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,082
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	29,236
初度設備相当加算	1施設当たり	2,083
移動型児童館用車両	1施設当たり	1,718
児童養護施設本体	1人当たり	3,347
初度設備相当加算	1人当たり	56
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	5,196
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,767
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,225
初度設備相当加算	1人当たり	49
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	754
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	196
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,413
児童心理治療施設本体	1人当たり	3,960
初度設備相当加算	1人当たり	56
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	4,802
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,307
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,413
通所部門整備加算	1人当たり	1,651
初度設備相当加算	1人当たり	47

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	14,345
初度設備相当加算	1施設当たり	1,135
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,040
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	10,987
初度設備相当加算	1施設当たり	1,135
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,040
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	21,610
初度設備相当加算	1施設当たり	1,135
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,040
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	28,833
初度設備相当加算	1施設当たり	2,054
移動型児童館用車両	1施設当たり	1,694
児童養護施設本体	1人当たり	3,301
初度設備相当加算	1人当たり	56
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	5,124
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,521
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,208
初度設備相当加算	1人当たり	48
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	744
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	194
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,366
児童心理治療施設本体	1人当たり	3,905
初度設備相当加算	1人当たり	56
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	4,736
心理療法室整備加算	1施設当たり	26,930
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,366
通所部門整備加算	1人当たり	1,629
初度設備相当加算	1人当たり	46

改正後		
	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	4,704
初度設備相当加算	1人当たり	56
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	5,535
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,767
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,413
通所部門整備加算	1人当たり	1,651
初度設備相当加算	1人当たり	47
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	10,787
職員養成施設本体	1人当たり	1,837
初度設備相当加算	1人当たり	56
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	4,759
初度設備相当加算	1人当たり	56
児童自立生活援助事業所	1人当たり	4,343
初度設備相当加算	1人当たり	56
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	8,817
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	8,817
一時預かり事業所	1施設当たり	8,817
利用者支援事業所	1施設当たり	8,817
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	10,787
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	8,817
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	2,866
初度設備相当加算	1世帯当たり	56
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,767
保育室整備加算	1人当たり	754
学習室整備加算	1人当たり	754
婦人保護施設本体	1世帯当たり	4,507
初度設備相当加算	1世帯当たり	56
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,767

(注) (略)

改正前		
	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	4,639
初度設備相当加算	1人当たり	56
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	5,459
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,521
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,366
通所部門整備加算	1人当たり	1,629
初度設備相当加算	1人当たり	46
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	10,638
職員養成施設本体	1人当たり	1,812
初度設備相当加算	1人当たり	56
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	4,693
初度設備相当加算	1人当たり	56
児童自立生活援助事業所	1人当たり	4,283
初度設備相当加算	1人当たり	56
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	8,696
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	8,696
一時預かり事業所	1施設当たり	8,696
利用者支援事業所	1施設当たり	8,696
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	10,638
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	8,696
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	2,826
初度設備相当加算	1世帯当たり	56
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,521
保育室整備加算	1人当たり	744
学習室整備加算	1人当たり	744
婦人保護施設本体	1世帯当たり	4,445
初度設備相当加算	1世帯当たり	56
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,521

(注) (略)

改正後

■ 交付基礎点数表（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1人当たり	5,202
初度設備相当加算	1人当たり	572
乳児院本体	1人当たり	2,917
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	75
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	35
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,844
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,689
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	802
初度設備相当加算	1人当たり	65
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	700
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,006
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,551
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	11,881
初度設備相当加算	1世帯当たり	85
心理療法室整備加算	1施設当たり	26,650
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	6,531
初度設備相当加算	1世帯当たり	73
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,132
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,624
初度設備相当加算	1人当たり	22

(注) (略)

改正前

■ 交付基礎点数表（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1人当たり	5,130
初度設備相当加算	1人当たり	564
乳児院本体	1人当たり	2,877
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	74
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	34
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,805
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,362
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	791
初度設備相当加算	1人当たり	64
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	690
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	992
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,488
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	11,717
初度設備相当加算	1世帯当たり	84
心理療法室整備加算	1施設当たり	26,282
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	6,441
初度設備相当加算	1世帯当たり	72
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,116
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,602
初度設備相当加算	1人当たり	22

(注) (略)

改正後

■ 交付基礎点数表（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造の改築として行う場合）として行う場合）

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	2,917
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	75
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	35
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,844
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,689
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	802
初度設備相当加算	1人当たり	65
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	700
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,006
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,551
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,280
初度設備相当加算	1人当たり	75
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,403
心理療法室整備加算	1施設当たり	36,409
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,551
通所部門整備加算	1人当たり	2,202
初度設備相当加算	1人当たり	62

(注) (略)

改正前

■ 交付基礎点数表（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造の改築として行う場合）として行う場合）

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	2,877
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	74
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	34
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,805
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,362
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	791
初度設備相当加算	1人当たり	64
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	690
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	992
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,488
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,207
初度設備相当加算	1人当たり	74
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,315
心理療法室整備加算	1施設当たり	35,906
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,488
通所部門整備加算	1人当たり	2,172
初度設備相当加算	1人当たり	61

(注) (略)

改正後

■ 交付基礎点数表（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	8,656
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,505
初度設備相当加算	1人当たり	75
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	633
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,266
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	1,899
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
助産施設本体	1人当たり	4,577
初度設備相当加算	1人当たり	503
乳児院本体	1人当たり	2,888
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	75
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	34
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,816
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	794
初度設備相当加算	1人当たり	64
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	693
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	996
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,505
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	10,455
初度設備相当加算	1世帯当たり	75
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	5,747
初度設備相当加算	1世帯当たり	64
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	996
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,429
初度設備相当加算	1人当たり	20

改正前

■ 交付基礎点数表（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	8,536
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,443
初度設備相当加算	1人当たり	74
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	625
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,250
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	1,875
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,128
助産施設本体	1人当たり	4,514
初度設備相当加算	1人当たり	497
乳児院本体	1人当たり	2,848
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	74
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	34
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,777
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,128
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	783
初度設備相当加算	1人当たり	64
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	683
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	982
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,443
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	10,311
初度設備相当加算	1世帯当たり	74
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,128
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	5,668
初度設備相当加算	1世帯当たり	64
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	982
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,409
初度設備相当加算	1人当たり	19

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	19,201
初度設備相当加算	1施設当たり	1,519
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	4,069
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	14,706
初度設備相当加算	1施設当たり	1,519
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	4,069
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	28,925
初度設備相当加算	1施設当たり	1,519
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	4,069
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	38,592
初度設備相当加算	1施設当たり	2,749
移動型児童館用車両	1施設当たり	2,268
児童養護施設本体	1人当たり	4,419
初度設備相当加算	1人当たり	75
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,859
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,617
初度設備相当加算	1人当たり	64
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	996
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	259
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,505
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,227
初度設備相当加算	1人当たり	75
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,339
心理療法室整備加算	1施設当たり	36,045
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,505
通所部門整備加算	1人当たり	2,180
初度設備相当加算	1人当たり	62

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	18,935
初度設備相当加算	1施設当たり	1,498
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	4,013
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	14,503
初度設備相当加算	1施設当たり	1,498
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	4,013
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	28,526
初度設備相当加算	1施設当たり	1,498
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	4,013
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	38,059
初度設備相当加算	1施設当たり	2,711
移動型児童館用車両	1施設当たり	2,237
児童養護施設本体	1人当たり	4,358
初度設備相当加算	1人当たり	74
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,764
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,128
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,595
初度設備相当加算	1人当たり	64
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	982
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	256
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,443
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,155
初度設備相当加算	1人当たり	74
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,252
心理療法室整備加算	1施設当たり	35,547
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,443
通所部門整備加算	1人当たり	2,150
初度設備相当加算	1人当たり	61

改正後			改正前		
	単位	交付基礎点数		単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	<u>6,209</u>	児童自立支援施設本体	1人当たり	<u>6,123</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>75</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>74</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>7,307</u>	小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>7,206</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>23,452</u>	心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>23,128</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4,505</u>	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4,443</u>
通所部門整備加算	1人当たり	<u>2,180</u>	通所部門整備加算	1人当たり	<u>2,150</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>62</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>61</u>
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	<u>6,281</u>	小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	<u>6,195</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>75</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>74</u>
児童自立生活援助事業所	1人当たり	<u>5,733</u>	児童自立生活援助事業所	1人当たり	<u>5,654</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>75</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>74</u>
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	<u>11,639</u>	子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	<u>11,478</u>
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	<u>11,639</u>	地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	<u>11,478</u>
一時預かり事業所	1施設当たり	<u>11,639</u>	一時預かり事業所	1施設当たり	<u>11,478</u>
利用者支援事業所	1施設当たり	<u>11,639</u>	利用者支援事業所	1施設当たり	<u>11,478</u>
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	<u>14,239</u>	産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	<u>14,042</u>
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	<u>11,639</u>	市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	<u>11,478</u>
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	<u>3,783</u>	婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	<u>3,731</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>75</u>	初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>74</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>23,452</u>	心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>23,128</u>
保育室整備加算	1人当たり	<u>996</u>	保育室整備加算	1人当たり	<u>982</u>
学習室整備加算	1人当たり	<u>996</u>	学習室整備加算	1人当たり	<u>982</u>
婦人保護施設本体	1世帯当たり	<u>5,949</u>	婦人保護施設本体	1世帯当たり	<u>5,867</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>75</u>	初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>74</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>23,452</u>	心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>23,128</u>

(注) (略)

(注) (略)

改正後

■ 交付基礎点数表（児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合）

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	<u>2,917</u>
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	<u>75</u>
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	<u>35</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>2,844</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>23,689</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	<u>802</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>65</u>
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	<u>700</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,006</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4,551</u>
児童養護施設本体	1人当たり	<u>4,463</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>75</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>6,928</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>23,689</u>
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	<u>1,633</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>65</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,006</u>
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	<u>262</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4,551</u>

(注) (略)

改正前

■ 交付基礎点数表（児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合）

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	<u>2,877</u>
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	<u>74</u>
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	<u>34</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>2,805</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>23,362</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	<u>791</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>64</u>
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	<u>690</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>992</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4,488</u>
児童養護施設本体	1人当たり	<u>4,402</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>74</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>6,833</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>23,362</u>
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	<u>1,611</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>64</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>992</u>
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	<u>258</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4,488</u>

(注) (略)

改正後

■交付基礎点数表（産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合）

	単位	交付基礎点数
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	14,382

(注) (略)

■解体撤去交付基礎点数表

	単位	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合	産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	111	-	-	147	-	-
助産施設	1人当たり	180	270	-	238	-	-
乳児院	1人当たり	105	140	140	138	140	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	385	577	-	508	-	-
児童厚生施設本体							
小型児童館	1施設当たり	768	-	-	1,013	-	-
児童センター	1施設当たり	1,156	-	-	1,526	-	-
大型児童センター	1施設当たり	1,545	-	-	2,040	-	-
児童養護施設	1人当たり	163	-	-	215	217	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	187	-	249	246	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	235	-	-	310	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	548	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	98	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	411	-	-	542	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	366	-	-	483	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	502	-	-	662	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	502	-	-	662	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	502	-	-	662	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	502	-	-	662	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	548	-	-	733	-	730
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	502	-	-	662	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	105	-	-	138	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	220	-	-	291	-	-

(注) (略)

改正前

■交付基礎点数表（産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合）

	単位	交付基礎点数
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	14,184

(注) (略)

■解体撤去交付基礎点数表

	単位	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合	産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	110	-	-	145	-	-
助産施設	1人当たり	178	267	-	234	-	-
乳児院	1人当たり	103	138	138	136	138	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	379	569	-	501	-	-
児童厚生施設本体							
小型児童館	1施設当たり	757	-	-	999	-	-
児童センター	1施設当たり	1,140	-	-	1,505	-	-
大型児童センター	1施設当たり	1,524	-	-	2,012	-	-
児童養護施設	1人当たり	160	-	-	212	214	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	184	-	245	243	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	231	-	-	306	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	540	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	97	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	405	-	-	535	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	361	-	-	477	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	495	-	-	653	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	495	-	-	653	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	495	-	-	653	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	495	-	-	653	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	540	-	-	713	-	720
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	495	-	-	653	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	103	-	-	136	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	217	-	-	287	-	-

(注) (略)

改正後

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合	産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	201	-	-	265	-	-
助産施設	1人当たり	338	507	-	446	-	-
乳児院	1人当たり	187	280	249	246	249	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	699	1,048	-	922	-	-
児童厚生施設本体							
小型児童館	1施設当たり	1,146	-	-	1,513	-	-
児童センター	1施設当たり	1,727	-	-	2,280	-	-
大型児童センター	1施設当たり	2,307	-	-	3,045	-	-
児童養護施設	1人当たり	291	-	-	384	388	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	352	-	469	465	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	414	-	-	547	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	974	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	180	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,714	-	-	2,262	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,521	-	-	2,008	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	890	-	-	1,175	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	890	-	-	1,175	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	890	-	-	1,175	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	890	-	-	1,175	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	974	-	-	1,286	-	1,299
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	890	-	-	1,175	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	199	-	-	262	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	402	-	-	531	-	-

(注) (略)

改正前

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合	産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	198	-	-	262	-	-
助産施設	1人当たり	333	500	-	440	-	-
乳児院	1人当たり	184	276	245	243	245	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	689	1,034	-	910	-	-
児童厚生施設本体							
小型児童館	1施設当たり	1,130	-	-	1,492	-	-
児童センター	1施設当たり	1,703	-	-	2,248	-	-
大型児童センター	1施設当たり	2,275	-	-	3,003	-	-
児童養護施設	1人当たり	286	-	-	378	382	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	347	-	463	458	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	408	-	-	539	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	961	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	178	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,690	-	-	2,231	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,500	-	-	1,981	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	878	-	-	1,159	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	878	-	-	1,159	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	878	-	-	1,159	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	878	-	-	1,159	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	961	-	-	1,268	-	1,28
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	878	-	-	1,159	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	196	-	-	259	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	397	-	-	524	-	-

(注) (略)

改正後

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
婦人保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	35,107	-
児童心理治療施設	-	46,813

(注) (略)

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点以外）	13,598	18,128
初度設備相当加算	739	1,933
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点）	6,137	

(注) (略)

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	18,128	12,089
初度設備相当加算	3,227	2,149

(注) (略)

改正前

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
婦人保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	34,622	-
児童心理治療施設	-	46,167

(注) (略)

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点以外）	13,411	17,877
初度設備相当加算	729	1,906
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点）	6,052	

(注) (略)

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	17,877	11,922
初度設備相当加算	3,182	2,120

(注) (略)

改正後

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

		スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)	
基準点数 (1㎡当たり)	乳児院		9
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)		1,744
	児童厚生施設及び乳児院以外		6
	児童厚生施設		4

(注) (略)

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

		屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)	
基準点数	屋内消火栓設備		
	基本点数		2,830
	㎡当たり加算		1
	屋内消火栓箱設置数による加算		146
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)		218

(注) (略)

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

		自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)	
基準点数 (1施設あたり)			112

(注) (略)

改正前

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

		スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)	
基準点数 (1㎡当たり)	乳児院		9
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)		1,720
	児童厚生施設及び乳児院以外		6
	児童厚生施設		4

(注) (略)

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

		屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)	
基準点数	屋内消火栓設備		
	基本点数		2,791
	㎡当たり加算		1
	屋内消火栓箱設置数による加算		144
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)		215

(注) (略)

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

		自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)	
基準点数 (1施設あたり)			111

(注) (略)

改正後

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	標準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合	産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合
標準 (児童厚生施設、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	8,719	-	-	-	-	-
児童厚生施設	5,787	-	-	7,639	-	-
子育て支援のための拠点施設	8,402	-	-	11,090	-	-
地域子育て支援拠点事業所	8,402	-	-	11,090	-	-
一時預かり事業所	8,402	-	-	11,090	-	-
利用者支援事業所	8,402	-	-	11,090	-	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	8,402	-	-	11,090	-	-
乳児院	-	11,625	-	-	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	13,079	-	-	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	11,625	-	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、産後ケア事業を行う施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	-	-	-	11,509	-	-
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	11,625	-
産後ケア事業を行う施設	-	-	-	-	-	11,625

(注) (略)

■定期借地権設定のための一時金加算 (略)

別表3 (略)

改正前

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	標準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合	産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合
標準 (児童厚生施設、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	8,599	-	-	-	-	-
児童厚生施設	5,707	-	-	7,533	-	-
子育て支援のための拠点施設	8,286	-	-	10,937	-	-
地域子育て支援拠点事業所	8,286	-	-	10,937	-	-
一時預かり事業所	8,286	-	-	10,937	-	-
利用者支援事業所	8,286	-	-	10,937	-	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	8,286	-	-	10,937	-	-
乳児院	-	11,465	-	-	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	12,898	-	-	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	11,465	-	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、産後ケア事業を行う施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	-	-	-	11,350	-	-
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	11,465	-
産後ケア事業を行う施設	-	-	-	-	-	11,465

(注) (略)

■定期借地権設定のための一時金加算 (略)

別表3 (略)

改正後

別表 4

算定基準
(余剰教室活用促進事業)

1 区分	2 基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	余剰教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表 2 に掲げる交付基礎点数とする。	(1) 余剰教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費	別表 1 - 4 のとおり

(注) (略)

別表 5 (略)

改正前

別表 4

算定基準
(余剰教室活用促進事業)

1 区分	2 基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	余剰教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表 2 に掲げる交付基礎点数 <u>17,877 点</u> (ただし、 <u>児童厚生施設については、11,992 点</u>) とする。 <u>なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、3,182 点</u> (ただし、 <u>児童厚生施設については、2,120 点</u>) を加えたものとする。	(1) 余剰教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費	別表 1 - 4 のとおり

(注) (略)

別表 5 (略)

改正後

別表6 耐震化等整備事業

	単 位	交 付 基 礎 点 数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	7,459
助産施設本体	1 人 当 たり	4,890
乳児院本体	1 人 当 たり	4,015
母子生活支援施設本体	1 世 帯 当 たり	12,253
児童養護施設本体	1 人 当 たり	5,021
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	6,487
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,242
児童自立支援施設本体	1 人 当 たり	7,111
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,242
婦人相談所一時保護施設本体	1 世 帯 当 たり	5,087
婦人保護施設本体	1 世 帯 当 たり	6,837

(注) (略)

■ 交付基礎点数表（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
助産施設本体	1 人 当 たり	7,335
乳児院本体	1 人 当 たり	5,353
母子生活支援施設本体	1 人 当 たり	18,379

(注) (略)

改正前

別表6 耐震化等整備事業

	単 位	交 付 基 礎 点 数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	7,356
助産施設本体	1 人 当 たり	4,822
乳児院本体	1 人 当 たり	3,959
母子生活支援施設本体	1 世 帯 当 たり	12,083
児童養護施設本体	1 人 当 たり	4,952
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	6,398
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,211
児童自立支援施設本体	1 人 当 たり	7,013
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,211
婦人相談所一時保護施設本体	1 世 帯 当 たり	5,017
婦人保護施設本体	1 世 帯 当 たり	6,743

(注) (略)

■ 交付基礎点数表（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
助産施設本体	1 人 当 たり	7,234
乳児院本体	1 人 当 たり	5,279
母子生活支援施設本体	1 人 当 たり	18,125

(注) (略)

改正後

■交付基礎点数表（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造の改築として行う場合）として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
乳児院本体	1 人 当 たり	5,353
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	9,481
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,990

(注) (略)

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1 人 当 たり	145	-	-
助産施設	1 人 当 たり	238	357	-
乳児院	1 人 当 たり	140	186	186
母子生活支援施設	1 世帯当たり	509	764	-
児童養護施設	1 人 当 たり	213	-	-
児童心理治療施設	1 人 当 たり	245	-	326
児童自立支援施設	1 人 当 たり	305	-	-
婦人相談所一時保護施設	1 世帯当たり	140	-	-
婦人保護施設	1 世帯当たり	293	-	-

(注) (略)

改正前

■交付基礎点数表（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造の改築として行う場合）として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
乳児院本体	1 人 当 たり	5,279
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	8,530
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,949

(注) (略)

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1 人 当 たり	143	-	-
助産施設	1 人 当 たり	235	352	-
乳児院	1 人 当 たり	138	184	184
母子生活支援施設	1 世帯当たり	502	754	-
児童養護施設	1 人 当 たり	210	-	-
児童心理治療施設	1 人 当 たり	241	-	322
児童自立支援施設	1 人 当 たり	301	-	-
婦人相談所一時保護施設	1 世帯当たり	138	-	-
婦人保護施設	1 世帯当たり	289	-	-

(注) (略)

改正後

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	261	-	-
助産施設	1人当たり	441	662	-
乳児院	1人当たり	245	326	326
母子生活支援施設	1世帯当たり	922	1,383	-
児童養護施設	1人当たり	386	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	459	-	612
児童自立支援施設	1人当たり	548	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	256	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	527	-	-

(注) (略)

別紙 1～7 (略)

改正前

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	257	-	-
助産施設	1人当たり	435	653	-
乳児院	1人当たり	241	322	322
母子生活支援施設	1世帯当たり	909	1,364	-
児童養護施設	1人当たり	380	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	453	-	604
児童自立支援施設	1人当たり	540	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	252	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	520	-	-

(注) (略)

別紙 1～7 (略)